

# 平成 27 年度第 1 回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

平成 27 年 6 月 12 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分

## 2 場 所

甲斐市役所 本館 3 階 大会議室

## 3 出席者

(1) 運営協議会委員

18 名のうち 13 名出席

(2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険係長

## 4 内 容

(1) 委嘱状の交付

・委員の交代による委嘱状の交付

(2) 平成 27 年度国民健康保険税の税率について（諮問）

① 説明の要旨

- ・国民健康保険税率（案）については、昨年度と同じ税率とした。
- ・今回の試算調定額は 1,892,099 千円。これに収納率を 90.0%見込み、収入見込額が 1,702,770 千円となる。予算額 1,780,110 千円に対し試算額が 7,700 万円程度不足しているが、試算額は、1 月 1 日以降の転入者の所得について現在照会中で反映されていないため、本算定時に、転入者の所得を加算し計算すると当初予算に見合う税収が確保できると見込んでいる。
- ・総額医療費、保険給付費、保険税収納額のすべてにおいて、昨年度より減少した。しかし、保険税収納率は、収納課の努力により 90.65%と年々増加している。
- ・平均被保険者数については、年々減少している。平成 26 年度は 2 万人を割り、19,781 人となり 415 人減少している。この被保険者の減少が総額医療費、保険給付費の減少の要因と思われる。
- ・1 世帯当たり及び 1 人当たりの医療費は、年々増加する傾向にある。これは医療の高度化等によるものと考えられる。
- ・現在の傾向としては、被保険者の減少により総額医療費、保険給付費、保険税収納額は減少しているが、1 人当たり、1 世帯当たりの医療費は増加する傾向にある。

- ・平成 26 年度末の基金残高は、6 億円余となっている。また、平成 26 年度の国民健康保険特別会計は、黒字決算となっており、平成 27 年度への繰越金は 2 億 9,300 万円となっているため、今年度は税率を据え置いても国民健康保険特別会計の財政運営は可能と考えている。

## ② 主な質疑

- ・収納率が年々増加しているというのは、何か具体的に効果的な方法をとっているのか。  
⇒ 年々収納率が伸び、平成 26 年度は収納率が 90.65%となったが、これでも県下では下から数えた方が早いという状況。  
今までしていなかった取組みとして、2 月に平成 26 年度の税を滞納している方で、特に高額な方に督促状を発送した。それでも納めない方に対し、4 月に一斉催告し、それでも納めない方に差押え予告を送付した。国保税だけの数字は持ち合わせていないが、全部で 200 名近くの差押え予告を発送した。差押え予告が来て、あわてて納めるという状況がある。  
また、平成 23 年度からの取組みとして、国民健康保険税を滞納している方は、統計的に見て消費者金融から借入れている方が非常に多いため、納税折衝の中で細かく聞き取り、過払金を弁護士を通して払い戻す指導をしている。国保税へも 1,800 万円程度充てている。  
差押えについては、財産のある方が対象になる。財産のない方は保険税もほとんど発生しないので、所得や財産があるにも関わらず納めないという方を対象に差押えを行っている。昨年度は約 90 件の差押えを行い、1,600 万円の保険税を徴収している。

事務局案に異議なし。

原案どおり承認。

## (3) 平成 27 年度の国民健康保険制度改正について

### ① 説明の要旨

- ・今回の制度改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布により、平成 27 年 4 月から改正になったもの。
- ・国民健康保険税の課税限度額が、医療分と後期高齢者支援金分についてはそれぞれ 1 万円、介護納付金分については 2 万円引き上げられ、年額 85 万円が上限となる。
- ・世帯主と国保に加入する世帯員の所得の合計が基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割と平等割が所得に応じて、7 割、5 割、2 割軽減されているが、このうちの 5 割と 2 割軽減の基準が拡大された。
- ・平成 26 年度は軽減該当世帯が 5,658 世帯あった。今回の軽減拡充で 150 世帯程度増え、約 5,800 世帯が軽減対象になると見込んでいる。

② 主な質疑 なし

(4) その他

「医療保険制度改革関連法」について

「医療保険制度改革関連法」が5月に成立した。このなかで国民健康保険に関連するものの概要について説明する。

1点目として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる。都道府県は、医療費水準や所得水準を勘案し、市町村ごとに都道府県への納付金額と標準保険料率を定めることとなる。市町村は、定められた標準保険料率をもとに保険税の賦課徴収を行い都道府県へ納付金を支払う。都道府県は、納付金を原資として市町村に保険給付に必要な費用を交付金として支払うことになる。

2点目は、平成30年度から保険者が都道府県になる。これに伴い保険証も現在は甲斐市となっているものが山梨県となる。

3点目は入院時の食事代について、在宅療養との負担の公平の観点から段階的な引き上げが予定されている。現行で一般の方が1食あたり260円となっているものが、来年度からは360円に、平成30年度からは460円に引き上げられる。また、低所得者の方はそのまま据え置くことになっている。

主な質疑

- ・持続可能な医療保険制度とするために都道府県に財政運営を移すということだが、なぜそうなったのか。今まで市町村でやっていてどんな問題があるのか。  
⇒ 市町村の規模もいろいろあるが、特に小さいところは突発的に高額な医療費が掛かるようになった場合に財政への負担も大きくなる。それを都道府県化することで財政規模を大きくして影響を小さくしていこうというもの。
- ・総額医療費が平成20年度から右肩上がりに増えてきたが、26年度は少し減少した。これは国保加入者の減少によるものとの説明があったが、市の人口自体は減少しているのか。  
⇒ 市の人口は約74,000人でほぼ横ばいである。
- ・そうすると、加入者の減少は、社会保険等への移動が理由か。  
⇒ そのようである。
- ・平成30年度に国保が県へ移行したときに、子どもの窓口無料なども県へ移行するのか。それとも市町村へ残るのか。  
⇒ 子どもの窓口無料化は、市町村独自の事業なので、平成30年度に国保が県へ移行した後も市町村に残る。ただし、子どもの医療費窓口無料化については、山梨県の市長会をはじめ全国的に国でやるように要望がでているため、国の方でも検討に入るのではないかと思われる。

・先日、新聞で「保険証がなく受診遅れで山梨では昨年5人亡くなった。」という記事があったが、市民には税であるという意識がまだ薄く病院に行かないから払わなくていいと思っている人がいるのではないか。いざ病気になってから困るという状況だと思われるが、保険証の無い人がいるのか。

⇒ 現実に保険証を持っていない方はいる。国民健康保険税を全く支払っていない場合に、段階的にはあるが、期間の短い保険証を発行している。そのまま、納付がない場合は期限が切れてしまい保険証が無いという状態が発生する場合がある。

なお、今年度は、年度当初に1ヵ月の短期保険証を一斉送付し、期限が切れる前に来庁してもらい納付に結びつけていくような取組みもしている。また、本来であれば保険税を毎月いくら納めるという約束をしてから保険証を更新していくようにしているが、人道的な立場から、急病でどうしても保険証が必要という場合は、少額でも納めていただき、一度短い保険証を発行し、良くなったら納めていただくような対応もしている。

・滞納分は、過去何年分まで請求できるのか。

⇒ 通常、税は5年間だが、分納誓約をしたり差押えをしたりすると時効が中断するので、その場合は過去に遡ってずっと徴収する権利が残っていくことになる。